○北陸地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(一)　八号及び百五十九号　金沢市東長江町ろ四三番一から同市鈴見台一丁目一〇〇七番まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号及び百七十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枚方市走谷二丁目一六〇番六から同市走谷二丁目一六〇番八まで	前	三二・五〇～五四・五〇メートル
	後	三二・五〇～五四・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月九日

○北陸地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枚方市走谷二丁目一六〇番六から同市走谷二丁目一六〇番八まで	前	三二・五〇～五四・五〇メートル
	後	三二・五〇～五四・五〇メートル〇・〇四四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市朝日町一〇七一番一から同市朝日町二〇〇番九まで	前	一六・〇〇～一八・六〇メートル
	後	一六・〇〇～二三・六〇キロメートル〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

(一)　路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
田辺市稲成町字別庄二七四三番三から同市稲成町字北皆代二八二七番一まで	前	三一・四〇～一八三・一〇メートル
	後	三一・四〇～一八九・二〇キロメートル〇・二四〇

(三)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
彦根市高宮町字上西川原二一五四番一から同市高宮町字上西川原二一五七番三まで	前	一一・〇〇～一二一・二三メートル
	後	一一・〇〇～一二一・二三キロメートル〇・〇四二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○北海道開発局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

北海道開発局長　関　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道余市郡余市町白岩町二一八番二から同町潮見町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二八一林班つ小班まで	前	六・〇〇～八九・五〇メートル	
	B	一一・〇〇～八九・一〇〇	
	後	六・〇〇～八九・五〇〇	
	B	一一・〇〇～八九・五〇〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
石狩市浜益区雄冬国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇三林班ハ小班地内	前	A 一二・〇〇～三一七・二七メートル	
		B 一二・〇〇～三一七・二七キロメートル一・五六四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A 一八・〇〇～三六・七二メートル	
		B 一八・〇〇～三六・七二キロメートル一・五一三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部